

最高裁秘書第3059号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第27号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第12号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年5月20日（令和3年度（最情）諮詢第12号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第27号）

件名：司法修習生に対する弁護修習先の連絡時期が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「74期司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで弁護修習先を連絡することになっているかが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月16日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

弁護修習における配属先弁護士事務所を司法修習生に通知するのは各弁護士会であり、また、各弁護士会が司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで配属先弁護士事務所を連絡することになっているかについて司法研修所で把握する必要がないから、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年5月20日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月20日 | 審議 |
| ④ 同年9月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、弁護修習における配属先弁護士事務所を司法修習生に通知するのは各弁護士会であり、また、各弁護士会が司法修習生に対し、いつ、どのようなタイミングで配属先弁護士事務所を連絡することになっているかについて司法研修所で把握する必要がないとのことである。

司法修習生に関する規則7条は、実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる、と規定しているところ、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、平成18年4月1日付け司研企第000791号司法研修所長通知「司法修習生指導要綱（甲）」により、分野別実務修習において、弁護修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士の指導によるものとされている。この確認結果を踏まえれば、弁護修習における司法修習生の指導は個別指導担当弁護士に委ねられ、当該弁護士の選任は、司法研修所長から実務修習の委託を受けた弁護士会が行うのであるから、上記選任に係る通知事務について司法研修所が把握する必要性は認められないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋

人

子

正

雅

橋 高

戶 長

口

門

員 長 員 委

員 長 員 委

員 長 員 委